

部落解放研究所紀要

部落解放研究

1988・10

第10回全国部落解放研究者集会報告

特別報告 / 「白丁」と衡平運動 金 永 大

全体報告 /
「部落解放・人権啓発基本方針」と今後の課題 元 木 健

研究報告 /
高槻市啓発方針と年次計画の取り組み 大倉 弘毅
部落問題解決と同和行政 友永 健三
米騒動70周年と部落問題 黒川みどり

特別アピール / 新潟県神林村訴訟に勝利して 小池 重市

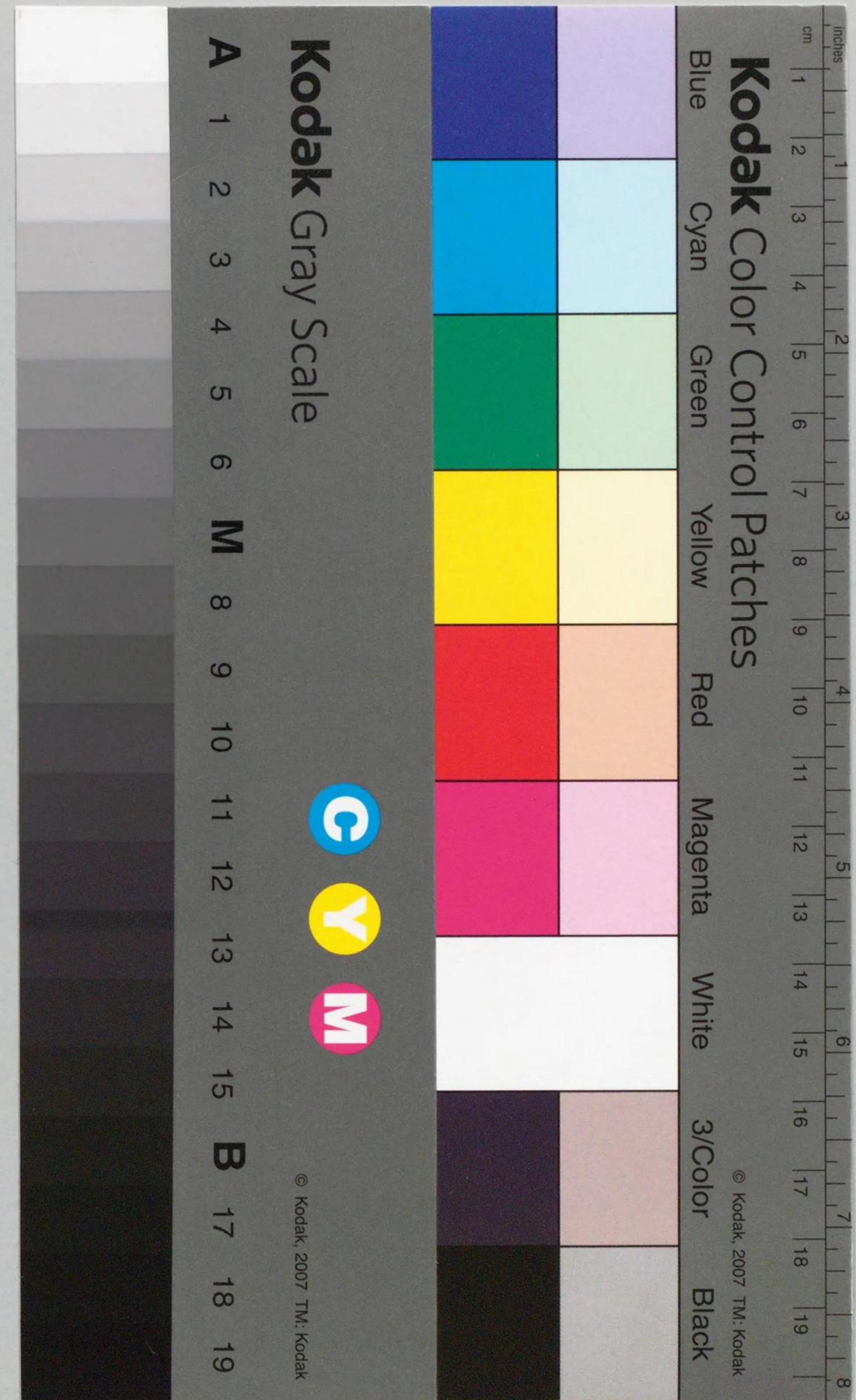
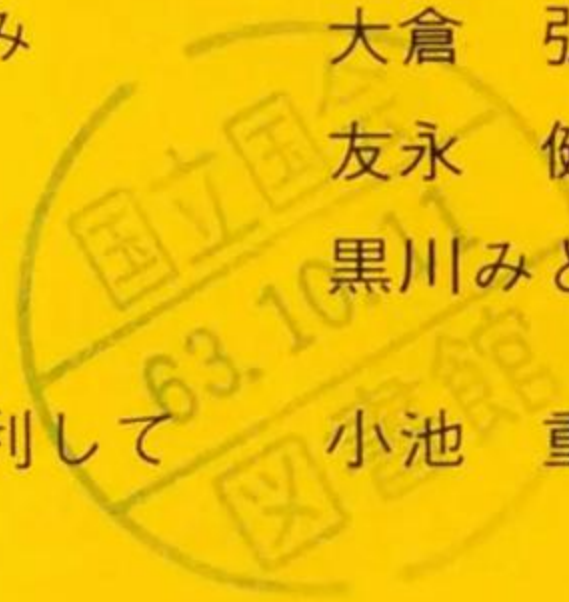
集会まとめ /
今後の部落解放運動の方向と研究の課題 大賀 正行

資料 / 市民的及び政治的権利に関する国際規約
第40条に基づく第2回報告（仮訳）

第64号

編集/発行 社団法人 部落解放研究所

26-888



新潟県神林村訴訟に勝利して

小池重市

一、のらりくらりの神林行政

三年二カ月にわたる、この間の神林村の同和行政訴訟には、熱烈なるご支援をいただきまして、おかげさまをもちまして、本年一月二六日、私どもは歴史にのこる大勝利者の仲間入りをさせていただきました。心からお礼を申し上げます。

さて、私は最初、糾弾を知らなかったんです。学歴が尋常七年ですから、糾弾とは、「急な段」だと思っていました。が、これからは部落完全解放という闘いに切り換えて、今、毎日模索を繰り返しております。

しかし神林行政は、敗訴することが当初から分かりきった裁判をやるだけやりまして、負けはしたものの、今な

お、のらりくらりの毎日です。この二月四日に同和対策事業として七件の墓地整理と四件の運転免許の届けをしたわけですが、これがなかなかのびのびになっておりまして、ようやく、運転免許二件がまとまりかけているという状況です。一件は一八万円を給付するという通知がきました。が、あとの一件はまだです。しかし、だいたいのメドはついております。

一つ困ることはこの墓地整理のことですが、結論を申し上げますと、湯之沢地区は墓地でないところに墓地をつくっているわけです。どういふことかと申しますと、私たちは墓地がないゆえに、営林署の山すそに、親父やおじいちゃん連中の墓をつくっておるわけです。そこへ整備してくれと言ったところが、墓地の届け出がないところへ墓地整備資金を出すことはできない、ということ言われていま

す。じゃあ、村長が認めたらいいだろうと私たちが言うのと、認めたらいいだろうたって、それはおまえたちの土地じゃないか、ということから、この一週間毎日のように、その話で営林署に行っております。営林署は一括して認めてあげる、しかし墓地として認めるのは村長の仕事だ、というわけです。それで村長に、ここに墓地が二〇いくつあるわけですから、認めてほしい、仲立ちして欲しいと言っています。

われわれ湯之沢には反対者と賛成者とあってここまできたけれども、三代前までいくと結婚でみんな姻縁関係にありますから反対者も賛成者も全部一族なわけです。一〇六戸のうち、百戸くらいはみんな一族なわけです。あとの六戸ぐらいが、言い方が悪いかもしれませんが、時たま流れてきて湯之沢の人と結婚していると、こういうものですか、ケンカする必要は一つもないわけです。

だから、村長さん、こういうようにしてまとめて欲しい、と言っているのが現状でございます。

今年五月九日に、総務庁へも一二名の方々といっしょにおじゃまをしました。総務庁地対室長の言うには、地対法の時代に地区指定のないものは、地対財特法ではだめなんだよ、とこの一言でした。なんぼ言っても財特法、財特法と言うわけです。私どもの闘いは、地対法の中でやった

んだろうと言っても、それを言うわけです。しまいに財特法、くそくらえだ、私はそういう発言をしてもどったわけですが、役場は一つか二つの県単費の事業をなるべく時間をとらせて求めさせてやろう、それでないとうるさいという感覚で、あとは相手にもなりません。ここまでくると力関係ですから、県連の人たちとこれから闘って施策をとりたてていきたい、このように思います。

二、三度目の「いくさ」

ただ一つ、嬉しいことがありました。それは一里ほど離れた中条町日野、ここは代議士様で有名なところですが、ここが湯之沢を見習って立ち上がったことです。支部を結成したわけです。それらとこれから闘っていく、そういうことです。しかしまだまだ新潟市から村上市の入口までの間に、未組織の地域が一五もあるわけです。これらの地域と提携して闘いの輪をひろげて行きたいと思っておりますが、法律が変わった中で、なかなかこちらの言うことを聞いてくれないのが実情です。しかしここでやめてはおられません。

私はいま六六歳で、あと何十年生きるか分かりませんが、生涯に三度の戦をやってきました。一つは一四歳から

死ぬまで続くであろう生活の戦です。もう一つはあの侵略戦争。三年行ってきました。常に国は差別していながら、兵隊に來い、この一言で、一カ月一七円五〇銭もらって、兵隊を三年七カ月やってきたわけです。

もう一つは、この神林の闘いです。先祖代々が何世紀もの間差別を受けてきました。ここでは時間がありませんので、残念ながら差別の中身を申し上げられません。先程報告しましたけれども、差別はトラックにいっぱいあるんです。今、結婚差別をはじめ、就職差別もあります。年中九五%もの家から、家族のうち誰か一人が旅稼ぎです。重労働をやっているわけです。田畑が無いんです。神林は純農村、四〇の集落から成り、その中に湯之沢も含まれるわけですが、田畑のないのは私の所だけです。

それから、一級河川の荒川のそばに、九つの集落が縦に並んでいるわけですが、ついこの間まで湯之沢の部分だけ、堤防がなかったんです。嘘だと言われるでしょうが、一九六七年までその状態であったわけです。お城の山すそやガケの中に家を立てて、河原を埋めて、そこに生活をしていたわけです。一九六七年まで、湯之沢の人間が死んでも、焼いてくれる人がいなかったんですよ。仕方がない、自分たちで火葬場を作りました。このあいだなくなっただのは、三つめの火葬場です。人間扱いでないんです。いま四

〇の集落でも、湯之沢とは結婚しないんです。人間でないもんだから、仕事もくれないわけです。田畑がないから年中旅稼ぎ。これを直さないで、放ったらかしておいたら、どうなりますか。こうした差別の撤廃を考えると、戦争と考えるとかならない、私は立ち上がった時に決意をしました。

三、未組織の人とも力を合わせて

しかし、尋常七年の学力程度では、子どもの頃から差別されながら、差別という理解がなかったんです。同和問題って何のことかと思っていました。糾弾というと「急な段」だと思っていました。たまたま新発田市の住吉支部、先輩支部で、当時三年ほど前に支部を結成したというところから、『地対法の解説』という本を貸してもらって、その中身と自分のところの差別を照らしあわせて、そして足りない所は『世界百科』から索引を手がかりに読む中で密猟法も読みました。解放令も読みました。

村長がこの地域に今は差別はないというんですよ。一九八三年の一月五日、一九日と続いて村交渉をやったわけですが、そういう人に差別の現実を教えるためには、自らが勉強しなければならなかったわけです。ようやく今少し、

私は分かりましたけれども、湯之沢の人々は、まだ差別というのが分からないという現状があります。そういう人たちをひっぱってこれから、みなさん方のご支援の中で戦後処理的な、施策の要求を闘っていきます。

私は本当は施策の要求は好きではなかったんです、物をもらうという感覚でしたから。勉強の中で初めて、歴史の中で生活環境等の安定向上が阻害されたと、差別をなくすることによってそれをとり返す、いわゆる勝ち取るんだいうことで、ああ、そうかなあとわかりました。しかし一件の墓地整理と免許の要求の中で、私は何も求めていません。

また、行政はこういうことを言うんですよ。行政は厳しい法律をつくってくるわけです、自分たちの。これにあてはまらないものはだめというわけです。尋常七年生がそれを受けとって読んでも、分からないですよ。私がもう少し簡単にしてもらえないかという、何を言うかと思いません。地域住民の税金の一部がここに入っているから簡単にはできないんだ、福祉課長はこれを言うんです。

何をぬかす、この闘い、五分で終わるものを三年二カ月もってきたのはおまえじゃないか。われわれは地域の差別の実態に基づいて同和行政をやってくれ、むつかしいことを言ってるんじゃないのだ、法律に基づいて言ってる

のに、神林村は、この地域に今は差別はない、私どもはお前らを差別していないと言うんです。行政が差別をしたらどうなるんだ、と言いたいですよ。そう言いながら一九七六年には稲葉法務大臣からもらった人権モデル地域という賞状をそこにかけであるんですよ、村長室の中に。まだかかっています。一九六七年まで地区指定をして総務庁に報告しておったんですよ。今の村長はその当時の住民課長、今の助役さんはその当時の総務課長であったわけです。わかっていて、やらなかったわけですね。一九六七年まで報告しているということは、一九六九年の同対法を見てやめたんですよ。

これが、三年二カ月をようした闘いの中身なんです。弁護士さんはもう少しここで上手に言ってますけれども、私の言い分としてはそういうことなんです。

新潟では地域の地区指定もない、未組織地域だということとを知らない地区がまだ一五〜一六もあるわけです。この人たちをオルグするなりなんなりして、だから骨が曲がっても、残った人たちが皆で立ち上って、この中で力を合わせてあたったいかなきゃならない、このように思っております。

昨年の一二月二三日に、慣れない尋常七年が作文を書くもので、左の目をつぶしまして、皆さんの顔が半分しか見

えないままで残念ですが、これからは残る余世をこの一点に集中して闘いをしていきたい、このように決意いたしております。

本当に三年二カ月という長い間、ご支援ありがとうございました。

日本における差別と人権

〔第二版〕

部落解放研究所編 B 6 判 230 頁 定価 1,200 円

部落、在日韓国・朝鮮人、アイヌ、沖縄、女性、障害者、そして外国人労働者等、国内の被差別者の実態と運動を明らかにし、人権の「国際化」をさぐる。

(社)部落解放研究所 大阪市浪速区久保吉 1-6-12
TEL 06-568-1300

集会まとめ

今後の部落解放運動の方向と研究の課題

大 賀 正 行

一、反動化と国際化の時代の認識

昨年のこの場所でもお話し上げました通り、部落解放運動は明らかに質的に新しい時代にさしかかってきております。これは今年の全国大会の上杉委員長の挨拶の中でも、いわば第三期の新しい時代に部落解放運動は入っているとして述べてられています。その端的な一つの現われは、一昨年あたりから出てきましたいわゆる地対協の反動化路線です。従来の「同対審」答申路線にとってかわって一つの逆流、反動が現われてきたということです。

大阪のような地域改善が進んだところを口実にして、「同和問題は、ほぼ解決の段階に到達した」として同和行政の縮小打ち切りの方向へ切り込んできました。さらに部落差別がなかなか解消しない原因を運動団体の糾弾にあると

して、糾弾を否定さえしてきました。

部落解放同盟や自治体行政、共闘関係者の断固たる反論の前に今は少し、政府の方も手直しして中休みのような状態ですが、私はこれをもって政府の方向が転換したとは見ておりません。どうせ次の総選挙の結果を見て、それからその頃になりますと法の期限切れという問題がまたきますので、再び寒波が吹いて来るように一大攻勢がかかってくると思います。今はそれにむけて充分、わが方も力をたぐわえておく、そういう時期ではないかと思えます。地対協路線にそこに展開されているものの考え方は決して軽視してはなりません。

戦後の部落解放運動の大きな成果としての「同対審」答申、これを否定していくという考え方に真正面からわれわれも対決していくという腹がまえをもたねばなりません。この意味からも「答申」の学習を広めるということは実

BURAKU KAIHO KENKYU

THE BULLETIN OF BURAKU LIBERATION

No. 64

October 1988

Reports: Papers Presented at 10th National Meeting of Buraku Liberation Reserachers
(Plenary Session)

Special Report: Paekchong, A Korean Minority, and Kouhei (equity) Movement
..... Kim Young Dae (1)

Keynote: 'Basic Gideline for Human Rights Awareness-Raising Toward
Buraku Liberation' and Furture Issues Ken Motoki (10)

Study Reports

(A) Awareness-raising (Keihatsu)/Movement Session
1. Keihatsu Policy of Takatsuki City and Its Annual Planning
..... Kohki Ohkura (19)

(B) Human Rights/Pulbic Administration Session
1. Solution of Buraku Discrimination Problems and Public Dowa Projects
Administration Kenzo Tomonaga (36)

2. Check-ups and Improvements of Dowa Projects in Osaka
..... Tetsuo Ogita (50)

3. Issues of Buraku Areas Receiving No Dowa Measures Yet
..... Shigeichi Koike (68)

(C) History/Theory Session
1. Recent Achievements and Issues of Premodern Buraku History
Research - with focus on Osaka Burakus - Kenji Nakao (83)

2. 70th Anniversary of Rice-riot and Buraku Discrimination
..... Midori Kurokawa (97)

Special Appeal

In Winning Kamihayashi Village Court Case Shigeichi Koike (106)

Summary Address

Future Direction of Buraku Liberation Movement and Issues of Research
..... Masayuki Ohga (111)

Document

Second Government Report to UN on Implementation of the Covenant on
Civil and Political Liberties (provisional translation)
..... Section of Human Rights and Refugees,
UN Bureau, Ministry of Foreign Affairs (118)

Announcement

*28th General Meeting of Researchers for Buraku Liberation (143)

Edited and Published by

Buraku Liberation Research Institute

Buraku-kaiho kenkyusho

Osaka, Japan

0036-881020-1095 定価1,000円

部落問題事典

B5判上製函入1,100頁 定価22,000円

●部落問題の歴史的究明はもとより、現代の部落差別を、住
環境、福祉・保健、産業・労働、教育、人権擁護・啓発、文
化・宗教・マスコミ、行政など全分野からアプローチ●部落
問題研究の今日的水準を反映●小項目中心・五〇音順配列

部落問題文献目録

B5判函入 定価8,000円

一万点を超える部落問題関係の総目録。

大阪同和教育史料集

(全五巻)

セット定価35,000円

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183